

建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

第 1 適用範囲

本認定基準は、小田良地区整備計画区域における、建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第 2 認定基準

- 1 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設の整備状況、土地利用の現況及び動向等について総合的な配慮がなされているなど、地区計画の内容に適合していること。
- 2 建築敷地と道路（法第 42 条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 建築敷地の接する道路が、法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている道路（以下「1 項 4 号道路」という。）の区域内で、かつ、主要な交差点までの区間に、当該道路幅員の 10 分の 6 以上、又は 4 メートル以上の幅員の空地が連続して確保されている場合。
 - (2) 建築敷地が 1 項 4 号道路の区域内の空地（延長が 15 メートル以上であり、かつ、1 項 4 号道路の指定幅員を有する空地）に有効に接しており、当該空地部分が 1 項 4 号道路以外の法上の道路に幅員 2 m 以上を有する交通上、避難上支障のない連続した空地で接続している場合。
 - (3) 建築敷地が、法第 42 条第 1 項第 2 号道路に接道する場合。
- 3 その他
 - (1) 土地区画整理事業区域内においては、土地区画整理法による仮換地の指定がなされていること。